

令和5年度

交通安全事業計画

一般財団法人 北海道交通安全協会

目 次

	頁
まえがき	1
第1 交通安全思想の普及、向上及び交通安全活動の推進	1
第2 交通安全運動の重点に対する取組	2
第3 安全意識の高い運転者の養成	3
第4 交通安全に関する調査研究	4
第5 交通安全活動推進センター事業の積極的な推進	4
第6 委託事業の適正な実施	4
第7 交通安全功労者及び優良運転者等の表彰	4
第8 運転免許証関係申請者のための事業	5
第9 地区交通安全協会への支援	5
第10 交通安全活動団体への支援	5
資料 令和5年交通安全運動の実施計画	

令和5年度交通安全事業計画

令和4年度の当協会の交通安全活動は、北海道、北海道警察、札幌市、公益社団法人北海道交通安全推進委員会、一般財団法人北海道交通安全協会、一般社団法人北海道交通安全運転管理者協会で構成する「交通安全対策七者連絡会議」（以下「七者会議」という。）をはじめ、関係機関・団体、各方面交通安全協会及び各地区交通安全協会等が一体となって、北海道が策定した「令和4年度における交通安全運動の推進方針」などに基づき、交通安全運動の活動重点を軸とした通年運動や4期40日の期別運動を展開した。

その結果、昨年の道内における交通事故による死者数は115人と、北海道の交通事故統計が残っている昭和22年以降最少となった令和3年（120人）を更に下回り、過去最少を更新したものの、発生件数と負傷者数は増加した。

こうした現状を踏まえ、令和5年度は、資料「令和5年交通安全運動の実施計画」に基づき、以下の交通安全対策事業を推進する。

第1 交通安全思想の普及、向上及び交通安全活動の推進

1 関係機関・団体等と連携した交通安全運動の展開

七者連絡会議をはじめ、関係機関・団体等と緊密に連携し、思いやりあふれる安全で安心な交通社会を形成するため「人優先」の交通安全思想に基づいた体系的かつ効果的な交通安全運動を展開する。

2 地域に根ざした交通安全活動の推進

(1) 交通安全運動に関する広報啓発活動

4期40日の期別運動、交通安全の日等の運動及び特別対策において、関係機関・団体等と連携した街頭啓発、ラジオ・テレビ、ホームページ等（以下「広報媒体」という。）を活用した広報啓発活動を推進する。

(2) 癒やされぬ輪禍改訂版の発行による広報活動

新たに15編の手記で構成した「癒やされぬ輪禍Forever（永遠に）」を作製し、交通事故に潜む真の悲惨さを訴えていく。

(3) 企業等が実施する交通安全活動への支援

新型コロナウイルスの「5類」引き下げを契機に、当協会の賛助会員等に対する「交通安全講話」を再開する。

(4) 「チャレンジ・セーフティラリー北海道」の実施

7月から10月までの間、「チャレンジ・セーフティラリー北海道2023」を実施する。

第2 交通安全運動の重点に対する取組

1 子供と高齢者の交通事故防止対策

(1) 子供の交通事故防止対策

ア 交通安全教本を活用した交通安全教育の推進

関係団体と連携して小学校低学年向けの交通安全教本を作製し、道内全小学校に配布する。

イ 幼児向け交通安全教材の作製による貸出用資器材の拡充

新たに幼児用交通安全教材（飛び出す交通安全絵本等）を作製し、幼児用の交通安全ビデオなどとセットにした貸出用資器材の拡充を図る。

(2) 高齢者の交通事故防止対策

ア 高齢者交通事故防止2大対策

○ 高齢ドライバー無事故チャレンジの実施

7月から10月までの間、北海道警察との共催による「高齢ドライバー無事故チャレンジ2023」を実施し、抽選で無事故達成者200名を賞揚する。

○ 光って安全！高齢歩行者無事故チャレンジの実施

9月から12月までの間、北海道警察との共催による「光って安全！高齢歩行者無事故チャレンジ2023」を実施し、抽選で無事故達成者200名を賞揚する。

イ 運転免許証自主返納者に対するミニ感謝状贈呈事業の推進

運転免許証を自主的に返納した高齢者に対し、長年の安全運転への感謝の意を込めたミニ感謝状贈呈の事業を実施する。

2 飲酒運転根絶活動の推進

(1) 広報啓発活動

プロ野球選手による飲酒運転根絶を呼びかけるポスターのほか、啓発チラシ等を作製・配布し、規範意識の醸成と飲酒運転の悪質性等を周知する。

(2) 体験型の飲酒事故防止

飲酒運転体験ゴーグルや飲酒運転根絶DVDを貸出し、飲酒運転の危険性の認識向上を図る。

3 スピードダウン啓発活動の推進

広報媒体の活用とチラシの配布などの啓発活動を通じて、速度の出し過ぎによる危険性を広く周知する。

4 シートベルト全席着用の促進

広報媒体の活用とチラシの配布などの啓発活動を通じて、シートベルトとチャイルドシートの正しい着用の定着化を図る。

5 居眠り運転防止活動の推進

長距離運転における休憩を呼びかけるほか、当協会発行の「セーフティドライブマップ北海道」に、アンケート調査を基にした、居眠り運転事故を起こしそうになった（起こした）地点や休憩場所（道の駅、コンビニエンスストア）等を記載し、居眠り運転による交通事故防止を図る。

6 自転車利用者に対する各種活動の推進

(1) 自転車安全利用の周知・徹底

改正された自転車安全利用五則や自転車シミュレーターの活用により、交通ルール等の周知と乗車用ヘルメットの着用促進を図る。

(2) 自転車安全教育指導員講習会の開催

士別市において自転車安全教育を行う指導員の再講習と新たな指導員育成の講習会を開催する。

(3) 交通安全子供自転車北海道大会の実施

札幌市において「第58回交通安全子供自転車北海道大会」を実施する。なお、同大会優勝チームを、東京都内で開催予定の全国大会に出場させる。

(4) 自転車損害賠償保険等への加入・促進

「北海道自転車条例」に基づき、全日本交通安全協会の「サイクル安心保険」や日本交通管理技術協会の「TSマーク制度」の周知と加入促進を図る。

7 安全意識向上の推進

夜光反射材の着用促進に向けた広報啓発活動を推進するとともに、利用者自身につけてもらえる反射材を開発する。

第3 安全意識の高い運転者の養成

1 自動車学園における運転者教育の推進

(1) 教習システムの一部見直しや、オンライン学科教習を導入することにより、安全意識の高い運転者を育成する。

(2) 卒業生に対する継続指導の実施

卒業生を対象に、ラインを活用してタイムリーに交通安全情報を発信するなど、継続指導の充実を図る。

(3) 高齢者講習の充実

講習実施日を週6日間とするなど、より多くの講習を実施して高齢者講習の充実を図る。

2 二輪免許保有者に対する安全運転技能講習等の実施

(1) 二輪車安全運転講習会の実施

札幌運転免許試験場において、5月から9月までの間に6回、二輪車安全運転講習会を実施する。

(2) 二輪車安全運転北海道大会の実施

北海道独自の競技内容による「第56回二輪車安全運転北海道大会」を、札幌運転免許試験場において実施する。

第4 交通安全に関する調査研究

1 交通ミニ統計等の作製

北海道警察等と連携して、交通ミニ統計や当協会機関紙を作製し、関係機関・団体等に提供する。

2 交通事故防止に資する調査研究

関係機関・団体と連携して、重大交通事故の発生実態等を調査研究し、交通事故防止に資する啓発用DVD等を作製する。

第5 交通安全活動推進センター事業の積極的な推進

当協会は、道路交通法第108条の31により北海道公安委員会から北海道交通安全活動推進センターに指定されているため、同法に規定されている

- 適正な交通の方法、交通事故防止、その他道路における交通の安全に関する広報・啓発事業
- 交通事故に関する相談事業
- 道路使用許可の調査事業

等を適正に実施する。

第6 委託事業の適正な実施

下記の委託事業については、関係法令、業務処理要領等に基づき適正かつ効率的に業務を推進する。

- ① 自動車保管場所調査業務（一般競争入札）
- ② 自動車保管場所データ入力業務（一般競争入札）
- ③ 更新時講習等業務（一般競争入札）
- ④ 運転免許更新情報及び高齢者講習情報提供業務（一般競争入札）
- ⑤ 地域交通安全活動推進委員講習等業務（一般競争入札）
- ⑥ 道路使用許可調査業務（随意契約）

第7 交通安全功労者及び優良運転者等の表彰

1 全日本交通安全協会長等表彰

全日本交通安全協会長と警察庁長官が授与する交通栄誉章（緑十字金章・銀章・銅章）、優良団体表彰について、真に功労のあった者などを適正に選考し推薦する。

2 北海道警察本部長・北海道交通安全協会会長連名表彰及び会長表彰

交通安全功労者、優良運転者を北海道警察本部長と北海道交通安全協会会長の連名で表彰する。

また、各方面及び札幌方面地区交通安全協会からの推薦により、交通安全功労者、優良運転者、優良交通安全協会等を会長名により表彰するほか、交通安全運動に対する特別な支援、寄附、顕著な貢献者（団体）に対しては感謝状を贈呈する。

第8 運転免許証関係申請者のための事業

1 運転免許申請写真の撮影

運転免許申請者の利便を図るため、札幌運転免許試験場等において、申請用写真の撮影事業を行う。

2 運転免許証の郵送

運転免許申請者からの依頼に基づき、運転免許証を安全確実に送達する業務を適正に行う。

第9 地区交通安全協会への支援

1 交通安全活動に対する支援

交通安全活動への助成をはじめ、交通安全資料や交通安全情報の提供、啓発資器材の支援及び斡旋を行う。

2 「統一会員証」及び「交通安全協会会員協力店掲載冊子」の作製・配布

地区交通安全協会等の負担軽減と統一性を図るため、交通安全協会入会者用の「統一会員証」及び「交通安全協会会員協力店（以下「協力店」という。）掲載冊子」を作製し配布する。

3 地区交通安全協会への入会促進活動の強化

「協力店」の更なる拡大を図るための積極的な入会促進活動を展開する。

第10 交通安全活動団体への支援

交通事故防止活動へ意欲的に取り組んでいる「北海道交通事故被害者の会」をはじめ、「北海道ハーレー警ら隊」等の交通安全活動団体に対して、積極的な支援を行う。

令和5年交通安全運動の実施計画

- ◎ 運動の目的 道民の交通安全意識を高め、交通事故を防止する。
- ◎ 年間スローガン ストップ・ザ・交通事故 ～めざせ 安全で安心な北海道～

交通安全運動のポイント	子供と高齢者の安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ○ 歩行者を最優先とする保護意識の醸成を図る広報啓発活動、自ら安全を守るための交通行動を促す交通安全教育を推進する。 ○ 街頭における交通安全指導と交通ルールを身につけるための交通安全教室等を推進する。 ○ 登下校時安全確保のための関係機関・団体による通学路安全検点・保護・誘導等を推進する。 ○ 適切な機会に高齢者の行動特性を踏まえた交通安全意識の向上を図る広報啓発を推進する。 ○ 高齢者の個々の身体機能を自覚した安全な交通行動となる交通安全教育や高齢者宅への訪問等による交通安全指導を推進する。 ○ 通学通勤の自主自律への支援に関する情報提供や安全運動サポート車の普及促進のための広報啓発を推進する。 			
	飲酒運転の根絶	<ul style="list-style-type: none"> ○ 悪質犯罪である飲酒運転の根絶に向けて、飲酒運転を「しん・させぬ・許さぬ」という規範意識の醸成と「決して見逃さぬ」という見地をもつ広報啓発を推進する。 ○ 飲酒運転検挙や交通安全課や警察署後における飲酒運転の点検等の普及を推進する。 ○ 飲酒運転根絶ポスターやランドレキナー運動、飲酒運転ゼロボックスを周知するなど、飲食店や酒類販売店等と連携した広報啓発を推進する。 ○ 飲酒運転に関する情報提供や見逃さぬ、社会の目」の層の力を推進する。 			
	スピードダウン	<ul style="list-style-type: none"> ○ 速度出し過ぎによる危険性を周知する広報啓発を推進する。 ○ 思いやり・ゆとり合の心を持つ安全意識の醸成に向けた広報啓発を推進する。 ○ ドライビングミュニエータ等を活用した安全速度の遵守に向けた交通安全教育を推進する。 			
	シートベルトの全席着用	<ul style="list-style-type: none"> ○ 後座席を含めた全席でのシートベルトの着用とチャイルドシートの正しい使用の効果についての広報啓発活動、着用率の向上に向けた取組を推進する。 ○ 各種施設を活用したシートベルト着用や危険性認識の向上に向けた交通安全教育を推進する。 			
	居眠り運転の防止	<ul style="list-style-type: none"> ○ 長距離運転における休憩の呼びかけなど国民の運転意識の向上に向けた広報啓発を推進する。 ○ 交通安全講習、研修等を通じて国民の運転意識の向上に向けた交通安全教育を推進する。 ○ 道駅、コンビニエンスストア等、駐車場や休憩所を連携して、国民の運転意識の向上や観光施設と連携した広報啓発を推進する。 			
	自転車の安全利用	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自転車は「車両」であるという認識を図るための広報啓発を推進する。 ○ 自転車・ミュニエータや自転車安全利用規則の活用による自転車の交通ルールとマナーの向上に向けた交通安全教育や広報啓発を推進する。 ○ 乗車用ヘルメットの着用、自転車乗車履歴等への記入に向けた広報啓発を推進する。 			
安全意識の向上	<ul style="list-style-type: none"> ○ 夕暮り時・夜間や交通事故発生時の危険性を周知し、反射用品等の着用促進を図る広報啓発を推進する。 ○ 昼間の点検を呼びかけるデイ・ライト運動や夜間におけるハイビームの活用に向けた広報啓発を推進する。 ○ 見えない運転や見えない運転の危険性を周知する広報啓発を推進する。 				
期別運動	運動名	春の全国交通安全運動	夏の交通安全運動	秋の全国交通安全運動	冬の交通安全運動
	実施期間	5/11(木)～5/20(土)	7/13(木)～7/22(土)	9/21(木)～9/30(土)	11/13(月)～11/22(水)
別運動	セーフティコール	5/11(木)	7/13(木)	9/21(木)	11/13(月)
	期別運動の方針	外出の機会が増える春や薄曇りになる自転車利用者の事故防止を図るための活動等を推進する。	観光・夏型レジャー等に伴う事故防止、バイクによる事故防止及び飲酒運転根絶を図るための活動等を推進する。	夕暮り時や夜間の高齢歩行者・自転車の事故防止等を図るための活動等を推進する。	凍雪期でのスリップ事故防止等を図るための活動等を推進する。
	重点項目	<ul style="list-style-type: none"> ○ 春・秋の運動においては、全国交通安全運動推進要綱の運動重点に準じ、必要に応じて北海道独自の項目を定める。 ○ 夏・冬の運動においては、北海道の地域特性、交通事故の発生状況・特徴等を勘案する。 			
交通安全の日等運動	新入学（園）期の交通安全期間	4月6日(木)～4月14日(金)	新入学（園）児の交通事故防止のため、通学路における交通安全指導、安全教育を実施する。		
	飲酒運転根絶の日	7月13日(木)	道民の飲酒運転根絶の気運を高めるため、広報啓発活動を実施する。		
	交通事故死ゼロを目指す日	5月20日(土)～9月30日(土)	交通事故ゼロを目指す、任意集会などの啓発事業、期別運動のセーフティコールなどを通じて広報啓発を実施する。		
	道民交通安全の日	毎月15日	道民の交通安全意識の高揚を図るため、期別運動のセーフティコールに準じた広報啓発活動を実施する。		
	自転車安全の日	毎月第1及び第3金曜日	自転車の安全利用と事故防止を図るため、自転車利用者を対象に街頭指導、啓発活動を実施する。		
	その他の交通安全の日	無事の日(6/25) バイクの日(8/19)	地域独自の交通安全の日等に、地域・職域・実情に応じた広報啓発を実施する。		
特別対策	「交通死亡事故多発警報」や「飲酒運転根絶緊急対策」の発表時に地域住民等へ緊急かつ効果的な広報啓発、住民集会、街頭指導等を実施する。				